

亡くなったあとの主な手続き 早見シート

手続きは複数の窓口に分かれ、一部に期限があります。期限は一般的な目安で、市区町村や状況により異なる場合があります。済んだものからチェックしてお使いください。

	手続き	主な窓口	期限の目安
☐	死亡届・火葬(埋葬)許可	市区町村役場	7日以内
☐	年金の受給停止(受給者死亡届)	年金事務所・年金相談センター	厚生年金10日／国民年金14日以内
☐	健康保険証の返却・資格喪失	市区町村役場(国保・後期高齢)	14日以内
☐	介護保険の資格喪失届・被保険者証返却	市区町村役場	14日以内
☐	世帯主の変更届(該当する場合)	市区町村役場	14日以内
☐	公共料金・携帯電話などの名義変更・解約	各契約先	すみやかに
☐	金融機関への連絡(※連絡した時点で口座は凍結されます)	各金融機関	落ち着いてからで可
☐	相続放棄・限定承認(する場合)	家庭裁判所	3か月以内
☐	所得税の確定申告(必要な場合)	税務署	4か月以内
☐	相続税の申告(必要な場合)	税務署	10か月以内
☐	葬祭費・埋葬料の請求	市区町村役場・健康保険組合	2年以内
☐	遺族年金の請求(該当する場合)	年金事務所	5年以内

- ・相続放棄(3か月)など期限のある判断が関係しそうな場合は、期限内に司法書士・弁護士にご相談ください。相続放棄を検討する場合は、故人の口座からの引き出しを行う前に必ず相談を。
- ・遺言書が見つかった場合、自筆の遺言書は開封せず家庭裁判所の「検認」が必要です(法務局保管・公正証書は不要)。